

沼津市事務分掌条例の一部改正について

沼津市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月9日提出

沼津市長 頼 重 秀 一

沼津市事務分掌条例の一部を改正する条例

沼津市事務分掌条例（昭和48年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条都市計画部の項に次の1号を加える。

(6) 市営住宅及び市の建築物に関すること。

第1条建設部の項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

「提案理由」

公共建築及び住宅政策に係る業務の集約化により事務の効率化を図るとともに、都市整備政策との一体的な推進によるまちづくりの加速化を目的として、組織の整備を図るものである。